

(平成21年7月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

広島国民年金 事案 634

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年11月から60年3月まで
区役所から私の国民年金の通知が届いたため、母が加入手続を行った。年金を払わない人が多い中で、母から「国民の義務を果たしなさい。」と教えられたとおり、現在まで頑張って納付してきた。
さかのぼって保険料を納付していたのに、申立期間だけが未納とされていることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年11月に国民年金に加入して以来、現在に至る国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は国民年金に加入した後、転居を繰り返しているが、国民年金手帳の住所変更手続を転居の都度適正に行っており、年金に関する意識が高かったものと認められる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年2月ごろに払い出されたものと推測できるが、60年4月から61年3月までの保険料を61年5月7日に過年度納付した後、61年4月から同年9月までの保険料を61年12月3日に、61年10月から同年12月までの保険料を62年2月3日にそれぞれ現年度納付していることが社会保険庁のオンライン記録により確認でき、これらの時期であれば申立期間の保険料の納付は可能であったにもかかわらず、申立期間後の保険料を納付しながら、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から同年 12 月まで

私は、証明できる領収書等はないが、昭和 41 年 4 月に国民年金に加入して以来、ずっと保険料を納付してきており、年金加入記録のお知らせが届くまでは、申立期間についても保険料を納付していると思っていた。

申立期間が未納であるなら、再加入した際に未納のお知らせがあり未納分は納付しているはずである。申立期間について、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、社会保険庁の記録では、昭和 47 年 4 月に強制加入被保険者として国民年金に加入し、強制加入被保険者のまま 60 年 4 月に資格を喪失し、申立期間の 9 か月を挟んで、61 年 1 月に任意加入した後、同年 4 月から第 3 号被保険者となっており、申立期間は、記録上は未加入期間とされ、保険料を納付できない期間とされている。

しかし、申立人は昭和 50 年 3 月の婚姻により、強制加入から任意加入に被保険者種別が変更されるべきところ、申立人の年金手帳には氏名変更及び住所変更の記録はあるものの、被保険者種別の変更処理の記録は無く、その後、転入した町においても住所変更の処理は記録されているが、種別変更はなされておらず、その後、理由は不明であるが、強制加入被保険者のまま 60 年 4 月に資格喪失とされている。また、申立人が転入した町が作成している国民年金被保険者名簿においても、同様に強制加入被保険者のまま資格喪失とされており、行政における適切な事務処理がなされていないことが確認できる。

さらに、申立人は、国民年金に加入して以降、10 数年間、未納も無く保険料を納付し続けていたにもかかわらず、特段の理由も無く、昭和 60 年 4 月に国民年金の資格を喪失し、同一年度内の 9 か月後の 61 年 1 月に再度任意加入している記録は不自然であり、申立人の「昭和 60 年 4 月の資格喪失、61 年

1月の資格取得について、手続をした記憶は無く、申立期間当時は、第三子誕生後の時期になるが、経済状況や夫の仕事に変化は無く、国民年金保険料を支払えない状況ではなかった。国民年金手帳に申立期間前後の資格喪失及び資格取得が記載された時期や場所も記憶に無い。」との供述に不自然さは無い。

加えて、申立期間当時は、昭和61年4月から導入される第3号被保険者制度の準備のため、町役場において町内の被保険者が第3号被保険者に該当するか否かの確認作業を行っていた時期と重なることから、申立人についても強制加入被保険者ではなく、任意加入被保険者であることが確認できたことに伴い、種別変更に係る何らかの事務処理の混乱の可能性が推測される。

その上、社会保険庁のオンライン記録では、昭和60年4月4日の任意加入の記録を61年1月17日の任意加入の記録に訂正する処理が、同年2月21日に行われたこととなっているが、その理由は不明であり、不自然な記録となっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするB社は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を平成4年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月16日から同年2月1日まで

平成4年1月16日にA社からB社へ移籍を命ぜられた。グループ企業間の異動であり、継続して勤務していたのに、被保険者期間が1か月分算入されていなかった。会社も手続の不備と保険料の控除を認めているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録、雇用保険の加入記録、給与所得の源泉徴収票及び当時の申立人の同僚の供述から、申立人が平成4年1月16日にA社からB社に移籍した後にも継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に記載の標準報酬月額から、20万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、B社が適用事業所となったのは平成4年2月1日であり、申立期間には適用事業所としての記録が無い。

しかし、B社は、平成4年1月10日に法人として設立登記されており、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の納付義務の履行については、事業

主は申立人に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めており、また、事業主から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によれば、申立人の資格取得日に係る記載が平成4年1月16日から同年2月1日に訂正されていることから、B社では、当初、新規適用日及び申立人の資格取得日を同年1月16日として届け出たものの、社会保険事務所では、申立人の資格取得日を同年2月1日と決定したものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から9年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から9年1月まで

私は、60歳を過ぎてからの5年間、国民年金に任意加入し、保険料を納付すれば年金を満額受給できると知人から聞いていた。

60歳になった時、夫の会社から、私が第3号被保険者でなくなるとの通知があり、夫の了解を得て、その足で任意加入の手續に社会保険事務所に行った。

社会保険庁の記録では、申立期間について、国民年金に未加入とされており、納得できない。

また、私が持っている2冊の年金手帳に書かれた第3号被保険者の資格喪失日が1年違っており、単なる間違いではないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の60歳到達後の任意加入の資格取得日は、市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿及び申立人が保有する2冊の年金手帳のいずれも平成9年2月12日とされていることが確認でき、60歳到達後は任意加入期間であることから、申立期間は未加入期間とされ、保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、申立人の夫の勤務する会社から、第3号被保険者でなくなるとの通知を受けたと供述しているが、当該事業所では「社員に対して、退職時に年金について説明をするが、社員の配偶者について通知することは無い。」と説明しているとともに、申立人は任意加入の手續に社会保険事務所に行ったと供述しているが、平成7年当時は任意加入の手續を社会保険事務所が受け付けることは無く、記憶の混同がうかがえる。

さらに、申立人の夫は平成9年1月に退職しており、申立人の任意加入の時期と一致することから、この時期に会社からの年金に係る説明を受けた夫と相

談の上、任意加入の手続を行ったと考えるのが自然である。

加えて、申立人の申立期間前後の住所地の異動は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も無く、このほかに、申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人の60歳到達時期は平成7年1月であるところ、申立人が保有する2冊の年金手帳のうちの1冊には、第3号被保険者の資格喪失日が8年1月と記載されているが、市が保管する申立人の被保険者名簿にも同年月が記載されていることから、市における記載誤りと推測されるものの、申立期間が未加入とされていることとの関連は無いと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和46年9月から50年6月まで
私が20歳になって、母が私の国民年金の加入手続を行い、母が父と私の3人分の保険料を自宅に集金に来る自治会の役員に支払っていた。
申立期間について、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の資格取得日は20歳到達日であるが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年9月20日ごろに払い出されていることが推認でき、この時点においては、申立期間の保険料は時効により納付できない期間である。

また、市保管の申立人の国民年金被保険者名簿の備考欄に、「新規一過年度の納付書を1回にまとめて52年9月27日に本人宛送付」との記載があるとともに、昭和50年7月から52年3月までの期間の国民年金保険料が52年9月30日に一括して納付されていることが記録されており、資格取得日以降の納付可能な期間について保険料をさかのぼって納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、昭和52年9月20日に付加保険料の納付申出をしていることから、この時期に国民年金の加入手続、納付可能であった過年度保険料の納付及び付加保険料の納付申出がなされたものと推測できる。

加えて、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の母は、申立人の加入手続や保険料の支払開始時期の記憶はあいまいである上、申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと供述しており、このほかに、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年12月までの期間及び40年1月から45年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年12月まで
② 昭和40年1月から45年9月まで

申立期間①について、国民年金の保険料をA村（現在は、B市）の実家の母が納付していたと聞いていた。

申立期間②について、昭和39年に長男が産まれた後、母から国民年金の加入を勧められたため、夫にC市役所の出張所で加入手続をしてもらった。保険料は1、2か月ごとに自宅に来た集金人に払っていた。

持っていた国民年金手帳は、初めは白色で次は黄土色だったが、既に処分してしまった。

第3 委員会判断の理由

1 申立人の国民年金の資格取得日は申立人の夫と同じ昭和45年10月1日であり、国民年金手帳記号番号払出管理簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は同年11月ごろに夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間とされ、保険料を納付できない期間であり、申立期間①及び②について、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間①について、B市役所にはA村役場から引き継いだ国民年金被保険者名簿が保存されており、申立人の兄夫婦の名簿はあるが、申立人の名簿は見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付について関与しておらず、申立人の母は既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明であり、申立人の記憶も具体的でなく、ほかに申立人が国

民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 申立期間②について、申立期間①に引き続いて当該期間に国民年金に加入していたのであれば、申立期間①とは別の国民年金手帳記号番号でC市において資格を取得し、改めて同一市において昭和45年10月に現在の手帳記号番号で資格を取得したことになり、申立人の主張は不自然である。

また、申立ての白色の国民年金手帳は存在しないため、申立人に確認したところ、「きなり色のような気がする。青っぽくはなかった。」との供述から、昭和42年度から使用されているベージュ色の手帳とみられ、申立期間②の一部とは時期的に整合しない。

なお、ベージュ色の国民年金手帳に続き、昭和47年度から黄土色の手帳が使用されており、申立人の手帳に係る記憶は納付済みである昭和45年10月以降の時期と一致している。

- 4 申立人の姉や友人に聴取しても具体的な供述は得られず、このほかに、申立人が国民年金に加入し、保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月 1 日から 51 年 6 月 26 日まで

私は、昭和 44 年 6 月から A 社 B 出張所に勤務していたが、50 年 11 月 1 日に同出張所が廃止されることになり、同社の C 引越センターで働くこととなった。

この間、失業保険は受給していないし、国民年金に加入した記憶も無い。A 社には、3 度相談に行ったが資料が無いと言われたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所の引越センターが申立人の記憶する所在地に存在し、申立人が記憶する同事業所の社員 3 人が、申立期間当時、同事業所に在籍していたことが確認できることから、申立人が申立ての事業所での業務に関係していたことは推認することができる。

しかし、社会保険事務所が保管する申立ての事業所の申立期間に係る厚生年金保険被保険者原票には、整理番号の欠番は無く、申立人の被保険者原票は確認できない上、申立期間に雇用保険の加入記録も無い。

また、申立人が記憶する申立ての事業所の引越センターの元従業員は、「申立人は頭（かしら）として、数人の仲間と組んで、申立ての事業所から仕事を請け負っていた。申立人は正社員ではなかったと思う。」と供述し、他の関係者も、「申立人は、申立ての事業所の社員の紹介で、仲間と引っ越しの仕事をしていた。資材は申立ての事業所のものを使用していたが、社員ではなかったと思う。」と供述している。

さらに、申立ての事業所では、申立人の人事記録は無く、申立期間当時の申立人の雇用形態等は不明であるとしている。

加えて、申立期間において、申立人及び申立人の配偶者は国民年金に加入

し、保険料を納付しているとともに、申立人の配偶者は、申立人が厚生年金保険の被保険者になった昭和 51 年 6 月 26 日に強制加入被保険者から任意加入被保険者に種別変更していることが確認できる。

このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和32年11月から35年3月1日まで
私は、昭和32年10月に運転免許証を取り、同年11月にA社に入社した。会社は自動車の整備を主に行っており、私は、昭和34年に3級ガソリンエンジン整備士の講習を修了し、35年2月に同整備士の資格を取り、自動車の整備業務に従事していたのに、厚生年金保険の加入記録が同年3月1日からになっているのは間違いです。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る記憶は詳細であり、申立期間の一部に申立人が申立ての事業所に勤務していたとの同僚の供述から、申立人が申立期間に申立ての事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかし、申立ての事業所の後継会社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、申立人については、昭和35年3月1日が資格取得日とされていることが確認でき、社会保険庁のオンライン記録と一致している上、同通知書の備考欄には「本採用」との記載がある。

また、申立期間に申立ての事業所に勤務していた同僚は、「自分は昭和32年に正社員として中途採用され、約1年後の33年9月1日に本採用となった時に厚生年金保険に加入したので、厚生年金保険の記録に間違いはない。」と供述しており、別の同僚も、「入社して約1年半後に厚生年金保険に加入している。」と供述していることから、申立期間当時、申立ての事業所では、従業員について、本採用となった時点で厚生年金保険に加入させていたものと推認される。

さらに、社会保険事務所が保管する申立ての事業所の健康保険厚生年金保

険被保険者名簿により、昭和 32 年 11 月以降の資格取得者を精査したところ、33 年 9 月 1 日に 13 人が資格を取得した後、合併した会社からの転籍者 23 人を含む 30 人が 35 年 1 月 1 日に資格を取得するまでの間の資格取得者はおらず、整理番号の欠番も無い。その後、35 年 3 月 1 日に申立人を含めた 19 人が資格を取得していることが確認できるが、申立期間については申立人の名前は無く、このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月 9 日から同年 5 月 31 日まで

社会保険事務所の記録によると、A社に昭和 58 年 2 月 9 日まで勤務したことになるが、同年 5 月まで勤務していた。また、健康保険の任意継続の手続を 2 月に行ったことになっているが、私は行っておらず、会社がしたものと思われる。自分自身で任意継続の手続を行ったのが 6 月ごろで、これは退職後 6 か月以内に出産したときは、出産育児一時金等が支払われることを知って手続を行ったものである。

出産は昭和 58 年 9 月で、同年 2 月 9 日喪失であれば、退職後 6 か月以内にならないので、退職は 5 月末である。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録（昭和 56 年 4 月 1 日から昭和 58 年 2 月 8 日まで）と厚生年金保険の加入記録は一致している上、申立事業所は、昭和 58 年 2 月 11 日に全喪しており、申立期間の大半は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人が記憶している同僚 4 人のうち 2 人は申立人と同様、昭和 58 年 2 月 9 日に資格を喪失しており、残る 2 人は申立人より早く資格を喪失している上、同年 2 月 9 日及び 11 日に資格を喪失している者（4 人）に照会し、回答のあった 3 人は同年 2 月ごろに退職したとしている。

さらに、申立人は、出産育児一時金の関係で昭和 58 年 5 月末に退職し、同年 6 月ごろに任意継続手続（資格喪失後 20 日以内に申出書を提出）を行ったとしているところ、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同年 2 月 9 日に資格を喪失し、健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できる。当時の制度上、同日に資格を喪失し任意継続被保険者であっても、出産（昭和 58 年 9 月）後に分べん費・育児手当金（現在の出産育児一時金）等の請求は可能であることから、同年 6 月に任意継続手続を行う必然性は無かったものと考えられる。

加えて、当時の事業主の妻は、「事業所全般について元事業主が手続等をす

べて行っていたので、申立てについては不明である。元事業主（元主人）は居所が分からなくなっている。」としており、人事記録等申立てに関する資料は確認できず、元事業主からも供述を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。